

目次

1 決算申告事務の流れ

決算・申告	2
-------	---

2 決算調整

(1) 決算調整	3
(2) 申告調整	4
(3) 課税所得金額の計算	5
(4) 収益	
① 収益の計上時期	6
② 収益の計上金額	6
③ 収益の計上に係る認識等の明確化に伴う措置	7
(5) 売上原価	
① 売上原価の構造	8
② 棚卸	8
③ 棚卸資産の評価方法	9
(6) 給与	
① 役員給与	10
② 使用人給与	13
(7) 交際費等	14
(8) 減価償却	
① 減価償却	16
② 少額減価償却資産など	20
(9) 特別償却及び税額控除	
① 中小企業投資促進税制	21
② 中小企業経営強化税制	23
③ 中小企業防災・減災投資促進税制	25
④ デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制	26
⑤ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	27
⑥ 研究開発税制	28
⑦ 賃上げ促進税制	30
(10) 資本的支出と修繕費	32
(11) 繰延資産	34

(12) 貸倒れ等

① 貸倒引当金	36
② 貸倒損失	39
(13) リース取引	40

3 申告調整

(1) 青色欠損金の繰越控除と欠損金の繰戻還付	42
(2) 別表四と五(一)の記載	43

4 特別な課税と税率

(1) グループ法人税制	44
(2) グループ通算制度	45
(3) 同族会社の留保金課税	46
(4) 使途秘匿金課税	47
(5) 土地重課税	47
(6) 法人税の税率表等	48
(7) 清算法人に対する課税	49

5 申告手続等

① 確定申告	50
② 中間申告	51
③ 納付期限	51
④ 修正申告	52
⑤ 更正の請求等	52

6 法人税申告書検討表

7 勘定科目別に見た源泉所得税の

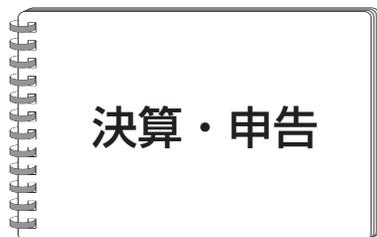
チェックポイント	54
----------	----

8 消費税等の概要

9 令和6年度法人税関係の

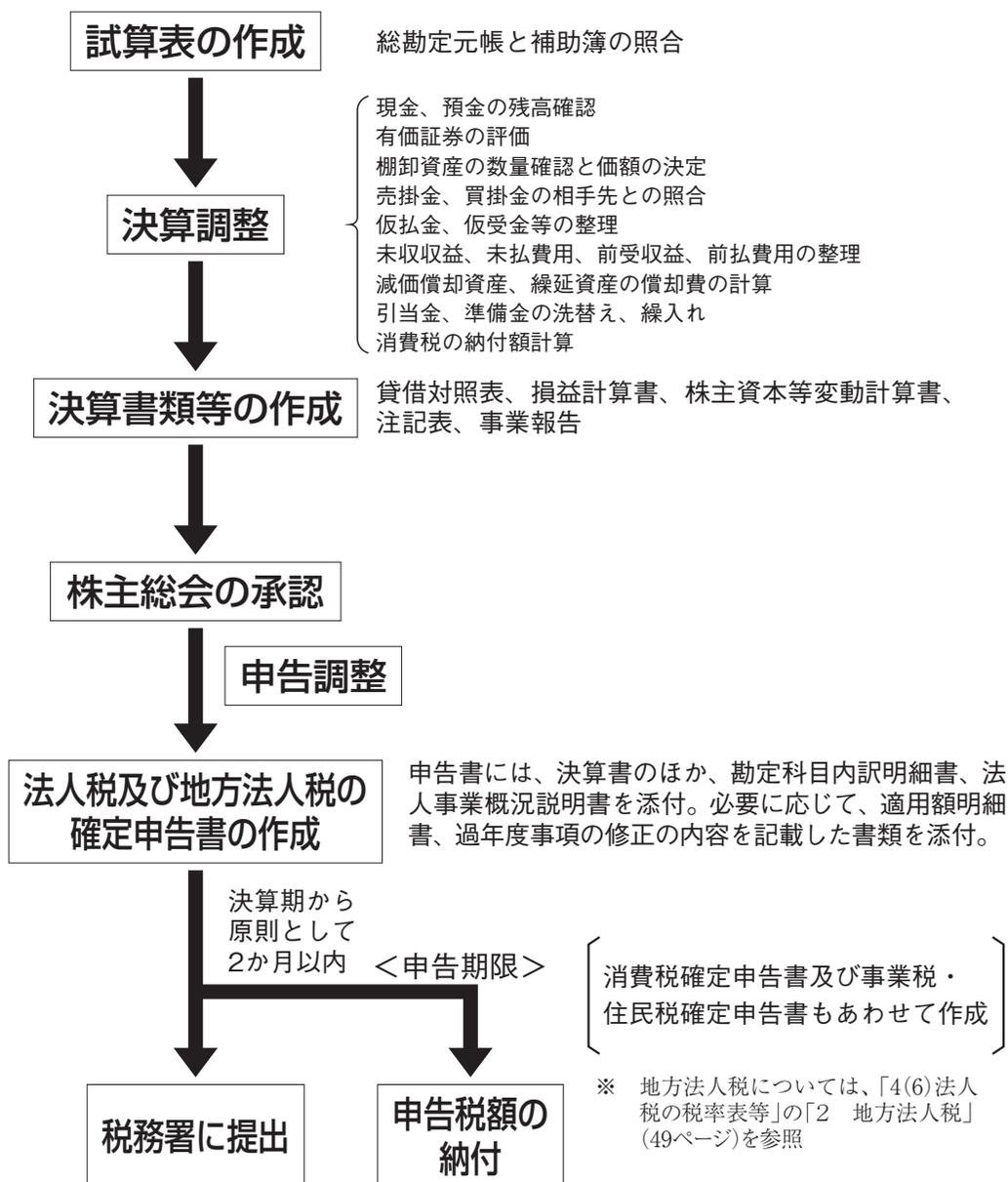
改正主要項目一覧	64
----------	----

1 決算申告事務の流れ



会社は定款に定められている期間（事業年度）ごとに決算をまとめ、株主総会の承認等を受け、その決算（確定した決算）に基づいて法人税の確定申告書を作成します。

●決算・申告事務の流れ



2 決算調整

(1) 決算調整

企業会計上の利益と法人税の課税所得は、その基本的な計算構造は同じですが、数字的には一致しないのが普通です。この違いは、主として法人税法の益金及び損金の額の計算に関する「別段の定め」により生じます。

●決算調整と申告調整

企業会計上の利益を基にして法人税の課税所得を算出するための調整を「税務調整」といいます。「税務調整」には、「決算調整」と「申告調整」があります。

「決算調整」とは、法人が決算の際に税法所定の損金経理などを行うことを条件に損金算入を認めるというものです。「申告調整」とは、決算調整の対象にならないものでも申告の際、別表四において所得金額への加算・減算の調整を行うことをいいます。

●損金経理によってはじめて“損金算入”

損金経理とは、確定した決算において費用又は損失として経理することをいい、確定した決算とは、その事業年度の損益計算書等の計算書類について株主総会の承認等を得たものですので、その中で費用又は損失として処理されてはじめて“損金”となるわけです。

具体的には、次のような項目があります。

損金経理を要件に 損金算入できるもの	減価償却資産の償却費 繰延資産の償却費 特定の事由が生じた場合（災害など）の資産の評価損 一定の要件を満たす業績連動給与 交換により取得した資産の圧縮額 貸倒引当金勘定への繰入額 少額の減価償却資産の取得価額 少額の繰延資産の支出費用 切捨債権以外の貸倒損失
-----------------------	---

なお、その事業年度の決算確定日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法によって積み立てたときでも、次のようなものは損金として認められます。

剰余金の処分により 積立金として積み立 てたときでも損金算 入できるもの	特別償却準備金の積立額 特定資産の買換えにより取得した資産の圧縮積立金の積立額 国庫補助金等の特別勘定繰入額 特別修繕準備金など各種の準備金の積立額
---	---